

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康安全局)	15
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	15
<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	15
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	16
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	16
○道路の供用の開始…………… (道路課)	16
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課)	17

## 規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第5号**

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和34年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「提出」を「経由」に改め、同条第1項中「道内に住所を有する者が」及び「書類を」を削り、「場合(」を「書類(申請者等の)」に、「場合を含む」を「書類を含む」に改め、「住所地在地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者等の住所地在地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の区域内又は道外にある場合は、この限りでない。

第1条第2項を削る。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第6号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部夕張市の項中「184」を「136」に改め、同部美唄市の項中「170」を「189」に改め、同部札幌市の項中「5,504」を「5,490」に改め、同部北広島市の項中「1,519」を「1,384」に改め、同部岩内町の項中「128」を「104」に改め、同部登別市の項中「469」を「445」に改め、同部江差町の項中「123」を「93」に改め、同部旭川市の項中「1,304」を「1,288」に改め、同部留萌市の項中「339」を「267」に改め、同部北見市の項中「689」を「521」に改め、同部網走市の項中「474」を「420」に改め、同部紋別市の項中「129」を「113」に改め、同部帯広市の項中「851」を「827」に改め、同部幕別町の項中「304」を「303」に改め、同部中標津町の項中「165」を「125」に改め、別表第1の2の表駐車場の部美唄市の項中「170」を「189」に改め、同部江差町の項中「123」を「93」に改め、同部旭川市の項中「276」を「300」に改め、同部留萌市の項中「341」を「269」に改め、同部網走市の項中「447」を「417」に改め、同部紋別市の項中「122」を「106」に改め、同部幕別町の項中「192」を「231」に改める。

別表第4美唄市の部中

「	コスモス団地駐車場	2,920円	」
「	コスモス団地駐車場	2,920円	」に改め、同表江差町の部南ヶ
	であえる中央公園団地駐車場	2,920円	

丘団地駐車場の項、留萌市の部平和台団地駐車場の項及び網走市の部駒場団地駐車場の項を削る。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第142号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

沼田町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 2.20	理事	堀田輝幸	雨竜郡沼田町字沼田484番地
同	同	同	池田悟	沼田町字共成628番地
同	同	同	藤村直幸	沼田町字高穂103番地51
同	同	同	岡田聖人	沼田町字更新2128番地
同	同	同	中田一之	沼田町字真布37番地
同	同	同	谷水敏和	沼田町字恵比島104番地67
同	同	同	吉川健一	沼田町字北竜124番地
同	同	同	三崎正義	北竜町字美葉牛242番地の1
同	同	監事	澤田篤彦	沼田町字東予280番地
同	同	同	田坂雅明	沼田町字高穂8番地
同	同	同	堀達人	沼田町字北竜213番地39
退任	同 23. 2.19	理事	堀田輝幸	沼田町字沼田484番地
同	同	同	須網一弘	沼田町字東予54番地
同	同	同	中村成行	沼田町字高穂66番地
同	同	同	澤田美智雄	沼田町字高穂103番地391
同	同	同	田坂雅明	沼田町字高穂8番地
同	同	同	吉川健一	沼田町字北竜124番地
同	同	同	越智聡	沼田町字北竜1385番地
同	同	同	三崎正義	北竜町字美葉牛242番地の1
同	同	監事	高橋節男	沼田町字更新1269番地
同	同	同	井上石太郎	沼田町字沼田867番地
同	同	同	須網賢一	沼田町字恵比島100番地16

てしおがわ土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 2.16	理事	山本栄一	士別市多寄町38線東20番地

北海道告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

地区名	事業の種類	縦覧場所
南の里	農業用排水施設	北海道石狩振興局
中小屋	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理	同
金沢	同	同
忠別	農業用排水施設	北海道上川総合振興局

北海道告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（島津地区経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成23年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用の開始の期日
道道相生蘭越線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	磯谷郡蘭越町蘭越町536番1地先から同 郡蘭越町蘭越町11番4地先（道道蘭越停 車場線交点）まで	平成23. 3. 12 午前10時
道道大沼公園鹿部線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	亀田郡七飯町字上軍川493番1地先から 同郡七飯町字上軍川454番地先まで	平成23. 3. 8

#### 北海道告示第147号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川 の 名 称 二級河川気仙川水系気仙川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年3月8日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸)伊達市南黄金163番1地先、同164番8地先、同164番9地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 529.34㎡